

平成28年度地域包括支援センター年度計画標準項目

1 組織運営体制

- (1) 事業年度計画を明確にして職員に共有すること
- (2) 職員の適切な業務分担を行うこと
- (3) 職員の資質向上のための取組を行うこと
- (4) 圏域の支所との連携を図ること
- (5) 個人情報保護に対する取組を適切に行うこと

2 総合相談支援業務

- (1) 個別ケースの対応を適切に行うこと
- (2) 相談内容および関係資料を適切に記録・保管すること
- (3) 苦情対応に適切に取組むこと

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

- (1) 介護支援専門員のネットワーク構築を支援すること
- (2) 介護支援専門員の資質の向上に取組むこと
- (3) 圏域の介護支援専門員に対し、適切な支援を行うこと

4 権利擁護業務

- (1) 成年後見制度活用に向けた取組を行うこと
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組を適切に行うこと
- (3) 消費者被害防止に向けた取組を適切に行うこと

5 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 圏域における医療機関・介護サービス資源を把握すること
- (2) 在宅医療・介護連携システムを構築すること

6 認知症施策の推進

- (1) 認知症物忘れ相談事業を適切に行うこと

7 地域ケア会議の推進

- (1) 地域ケア個別会議の開催を適切に支援すること
- (2) 効果的に地域ケア圏域会議を開催すること

(組織運営体制)

事業年度計画の明確化と職員への共有

職員の適切な業務分担

職員の資質向上のための取組

圏域の支所との連携

個人情報保護に対する適切な取組

(総合相談支援業務)

個別ケースへの適切な対応

相談内容および関係資料の適切な記録・保管

苦情対応への適切な取組

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

介護支援専門員のネットワーク構築の支援

介護支援専門員の資質向上への取組

圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

(権利擁護業務)

成年後見制度活用に向けた取組

高齢者虐待防止に向けた適切な取組

消費者被害防止に向けた適切な取組

(在宅医療・介護連携の推進)

圏域における医療機関・介護サービス資源の把握

在宅医療・介護連携システムの構築

(認知症施策の推進)

認知症施策の推進

(地域ケア会議の推進)

地域ケア個別会議開催の適切な支援

効果的な地域ケア圏域会議の開催

平成28年度地域包括支援センター年度計画標準項目

1 組織運営体制

(1) 事業年度計画を明確にして職員に共有すること

- ・事業計画策定に関し、センター内部での合意形成を行っているか。
- ・事業計画は、職員の業務負担等を鑑み、実現可能な内容となっているか。
- ・事業計画のスケジュールおよび内容が具体的に定められているか。
- ・事業計画が職員に共有されているか。

(2) 職員の適切な業務分担を行うこと

- ・職員の業務分担が適切に行われ、一部の職員に負荷がかかっていないか。

(3) 職員の資質向上のための取組を行うこと

- ・職員の資質向上のための取組が十分に行われているか。
- ・研修等の内容を職場内で共有する仕組みがあり、実践されているか。

(4) 圏域の支所との連携を図ること

- ・本所、支所間の情報伝達が正確かつタイムリーに行われているか。
- ・個別ケースに関する相談支援が適切に行われているか。
- ・困難なケースについて、支所と協働して対応を行っているか。

(5) 個人情報保護に対する取組を適切に行うこと

- ・個人情報に関するルールが整備されているか。
- ・個人情報保護に関する職員への教育等が行われているか。
- ・ルール上作成することとされている帳票類が確認できるか。
- ・個人情報保護の取組が実施されているかチェックする機会があるか。

2 総合相談支援業務

(1) 個別ケースの対応を適切に行うこと

- ・個別ケース毎に主担当を明確にしているか。
- ・個別ケースに関する職員間のミーティングを定期的に行っているか。
- ・必要に応じて3職種が協働して相談、訪問を行うなどチームアプローチを十分に行っている。
- ・継続的な支援が必要な場合、支援方針を明確にしているか。

(2) 相談内容および関係資料を適切に記録・保管すること

- ・相談等を受付た場合、翌営業日には地域包括システムの相談記録に入力されているか。
- ・記録資料の保管が適切に行われ、担当職員ではなくても参照できるようになっているか。

(3) 苦情対応に適切に取り組むこと

- ・センター自身に対して寄せられた苦情等に対するルールがあるか。
- ・ルールに基づき苦情等の対応がされているか。
- ・苦情等の再発防止に向けた取組がされているか。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護支援専門員のネットワーク構築を支援すること

- ・圏域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の連絡会または事例検討会を年6回以上開催しているか。

(2) 介護支援専門員の資質の向上に取り組むこと

- ・圏域の介護支援専門員に対する研修等を適切に行っているか。

(3) 圏域の介護支援専門員に対し、適切な支援を行うこと

- ・圏域の介護支援専門員に対し、適切な相談対応を行っている。
- ・介護支援専門員の同行訪問、サービス担当者会議の支援を行っているか。
- ・自立に向けたケアプランになっているかチェックできている。

4 権利擁護業務

(1) 成年後見制度活用に向けた取組を行うこと

- ・多角的な視点から高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度を利用する必要を判断しているか。

(2) 高齢者虐待防止に向けた取組を適切に行うこと

- ・相談、通報から48時間以内に事実確認として本人の状況把握を行っている。
- ・虐待の認定がされたケースについて、モニタリングを行っているか。
- ・高齢者虐待防止に向けた啓発活動を行っているか。

(3) 消費者被害防止に向けた取組を適切に行うこと

- ・消費者被害の連絡を受けた場合、関係機関(警察、消費生活センター等)と連携し、対応しているか。
- ・消費生活センターと定期的に情報交換を行っているか。
- ・消費者被害防止を目的として、関係機関(支所、ケアマネ、訪問介護事業者、民生委員など)への情報提供を行っているか。

5 在宅医療・介護連携の推進

(1) 圏域における医療機関・介護サービス資源を把握すること

- ・医療機関、介護サービス資源の最新情報をリスト化しているか。
- ・リストを支所と共有しているか。

(2) 在宅医療・介護連携システムを構築すること

- ・「在宅医療と介護の相談窓口」を関係機関に周知しているか。
- ・医療機関・介護サービス事業者を対象に在宅医療・介護連携に関する研修等を開催している。

6 認知症施策の推進

(1) 認知症物忘れ相談事業を適切に行うこと

- ・認知症物忘れ相談を年12回行っているか。

・認知症物忘れ相談からその後ケアにつなげたケースがあるか。

7 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア個別会議の開催を適切に支援すること

- ・支所の要請に基づき、地域ケア個別会議の準備支援を行っているか。
- ・圏域の支所の地域ケア個別会議に参加をしているか。

(2) 効果的に地域ケア圏域会議を開催すること

:

2

1

1

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

1	事業年度計画の明確化と職員への共有
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 当法人では、運営事業ごとに年間の事業計画を作成し6分野に分けて策定している。人権尊重への取り組み、サービス品質向上への取り組み、地域との連携および地域貢献への取り組み、効率的な経営と事業基盤の安定への取り組み、人材確保および育成への取り組み、事業領域の充実および拡大への取り組みの6つの柱を掲げて活動を進め、この事業計画をもとに、職員一人一人が活動目標を立て、事業計画の達成に向けて業務を遂行している。</p> <p>(課題) 事業計画の職員への周知は確実に行われているが、年間の目標達成に向けて、管理者が進行管理を行う必要がある。新規職員に関しては事業計画内容の理解を確認し、事業計画の達成を図る。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 事業計画の策定 事業計画を6分野に分けて策定する。また、内容に対し、人事考課の目標面接を行い、より具体的で詳細な事業内容をあげ、達成へ手段の検討・実施・管理を行う。</p> <p>イ 事業計画の共有 新規職員への研修を実施し、事業内容の周知および実践できる人材育成を行う。</p> <p>ウ 進捗状況の確認 育成面接を行い、目標の達成具合を確認する。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 事業計画の策定 4月 役割分担表作成 職員内にて分担会議を実施 5月 人事考課面接により、役割分担を行い、より具体的な計画遂行のための目標を各職員により実施 期限・達成度などの目標点の明確化を行う</p> <p>イ 事業計画の共有 4月 新規職員研修 1カ月を入職後、集中的に実施 7月 OJT チェックリストにて業務の習得を確認し、必要な部分は再度説明を行い、標準的な業務の遂行ができるようにする 12月 育成面接の実施により、自己目標の達成の確認を行う。</p> <p>ウ 進捗状況の確認 12月 育成面接を行い、目標の達成具合を確認する。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

2 職員の適切な業務分担

(1) 現状と課題

(現状)

地域包括支援センターでは、介護予防支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント、総合相談の4種の相談支援を展開するだけでなく、医療と介護の連携窓口や認知症地域支援推進員・認知症初期支援チームなどの業務も委託を受け、遂行している。

昨年度の年間相談数は7263件あり、虐待の新規ケースは17件と、対応に多くの時間を要しており、時間外対応になることもしばしばある。当包括では、それらの業務を遂行する人員として8人の専門職の配置を行い、業務分担を行っている。特にそれぞれの職能に特化した相談は専門職が対応できるよう、窓口相談から専門職へ引き継ぎを実施し、専門職が対応を行っている。

(課題)

現在の問題点としては、介護予防マネジメントの業務量が非常に多く、事務の効率化を図るだけでなく、30年度に向けて、地域づくりに繋がるようなケアプラン作成を目指さなければいけない。今後も業務量が増大することが予測されるため、専門職による業務分担を実施し、業務の課題を解決していかなければならない。

(2) 取組み事項

ア 適切な業務分担の実施

業務分担の決定を行い、各専門職の職能が発揮できるような職場づくりを行う。

イ 業務分担の整理・見直し

専門職間での支所・本所の業務分担を協議できる場を定期的開催する。業務のスリム化を遂行するため、毎日の気付きを活かした「改善提案」を行い、業務のシステムを検討・改善する。

(3) スケジュール

ア 適切な業務分担の実施

4月 業務分担表を作成し、職員へ周知する。

11月 業務分担表の内容を再確認し、業務分担の見直しを職員全員で行う。

イ 業務分担の整理・見直し

4月 業務改善の提案を職員各自で実施。 所定の用紙にて半年ごとに集計を行う。

4月 本所・支所連絡会の前1時間を利用し、各職種別の担当者会議を開催し、職域に関する懸案事項などを話し合い、業務の分担を検討する。(3か月に1回3職種)

3月 各担当者会でのまとめを本所担当者が行い、業務の整理を行う。

3月 年間集計を行う。

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

3 職員の資質向上のための取組

(1) 現状と課題

(現状)

地域包括システムの確立に向け、センターの各専門職能を今以上に向上を図る必要がある。特に、包括的継続的ケアマネジメント支援では多職種連携や自立支援に資するケアマネジメントの実践が求められている。また、認知症や権利擁護に関する知識も総合相談を展開するうえで非常に重要とされており、今後一層の研鑽が必要である。さらに、職業倫理に基づいたコンプライアンスの徹底や人権尊重の理念の理解を深め、区民の方からの信頼をえるように努力しなければならない。

(課題)

上記課題を踏まえ、現任職員の能力向上をさらに図るための研修参加や事例見当が必要である。そして、当法人では9人の職員のうち、2名の新任職員を配置しており、マニュアル等を活用したOJTを進め、新任職員が標準的な業務遂行を行うことができるよう指導していく必要がある。

(2) 取組み事項

ア 職員の資質向上のための取組み

地域包括支援センター職員としての職能向上のための活動を行う。

イ コンプライアンスの徹底

人権尊重やコンプライアンスの徹底を図るための研修を実施し、職場での取組みをすすめる。

(3) スケジュール

ア 職員の資質向上のための取組み

4月 各職種の研修受講計画を作成する。

10月 研修受講を各職員にて行い、職員へ伝達研修を各職種より行う。複数の職種に関連する研修内容は職場内回覧の実施を行い、情報共有を行う。

3月 研修参加の総括を行い、次年度の研修受講へつなげ、人材育成の継続を図る。

イ コンプライアンスの徹底

4月 新任研修へ参加。OJT実施計画書に基づき、地域包括支援センター業務について1か月の間に説明を終了。

7月 地域包括支援センター初任者研修へ参加し、業務の内容の確認を行う。OJTチェックリストを実施し、未経験の業務がないかを確認。必要時に再度説明を行う。

4月 人権研修や権利擁護の研修参加計画を作成。新任職員はコンプライアンス・人権の研修を受講し、意識を高める。委託事業者セキュリティ研修を全職員対象に実施する。

12月 個人情報保護に関する研修を職員全員が受講し、個人情報保護による権利擁護の視点の再確認を行う。

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

4	圏域の支所との連携
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 光が丘圏域には7か所の高齢者相談センター支所が受託をし、約43,800人の高齢者の支援を展開している。地域包括ケアの基本単位は支所圏域(高齢者6000人程度)であり、支所が地域づくりの主体を担っている。支所によっては7200人以上を担当しており、委託本所は各支所が行う地域づくりの後方支援を行う必要がある。また、各支所圏域において地域特性を鑑みながら地域づくりを行うが、区民が受けることのできる福祉サービスが地域別に差異が無いことも必要な条件である。</p> <p>(課題) そのため、委託本所として連絡会や担当者会を開催し、情報提供や調整を行うことで業務の標準化を行い、支所の活動を後方より支援していく必要がある。今後の課題として、30年度体制に向けて日々の連携の中で、本所・支所間での業務の分担を検討していくこと、さらに4本所どの福祉圏域でも同様の支援体制が行えるように調整を行う必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 本所・支所間の定期的な連絡会等の開催 本所・支所連絡会を開催し、情報共有や地域課題解決へ向けての話し合いを進め、区民福祉の向上を図る。また、支所・本所間での業務分担を明確にするように話し合いを行う。</p> <p>イ 関係者会議の開催 各支所が実施する介護予防支援事業の支援を行い、質の高いケアプラン提供を行うことで、地域の福祉力の向上を図る。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 本所・支所間の定期的な連絡会等の運営 4月 年間で行う本所・支所会および各職能の担当者会の開催計画を周知し、今後の支所との協働について話し合いを行う。各担当者会では虐待・地域づくり・医療介護連携などを中心に話し合いを進め、支所の個別ケース対応能力の向上を支援する。 5月 支所会へ協議された内容をセンター長会・4所会などで共有を行い、業務分担を鑑みつつ、課題解決を図る。また、30年度体制に向けての勉強会へ参加し、体制整備を行う。</p> <p>イ 関係者会議等を活用した情報共有 4月 給付管理時に使用する連絡シートの活用について支所と協議し、検討をする。 5月 総合事業担当者会を2か月に1回開催し、予防支援における地域づくりの意識を高める。 3月 給付のあり方などを検討し、次年度の予防支援業務へ向けての課題を抽出し、次年度につなげる。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

5 個人情報保護に対する適切な取組
(1) 現状と課題
<p>(現状) 当法人では、相談業務を行う場面において、個人情報なくては成立しないため、個人情報を適切に取り扱うことが業務における最重要課題であると考えている。また、対象者が高齢者であり、心身の障害や社会的弱者の方が多く、個人情報の流出による二次的被害も甚大となってしまうことが予測される。そのため個人情報を適切に取り扱うことこそ、人権の保護としてとらえ、日々の業務を遂行しなければならない。当法人では個人情報取り扱いに関する規定に従い、管理簿や払い出し表など実施している。</p> <p>(課題) マイナンバーの導入に伴い、個人番号の収集に関しても実施できないような体制を保持する必要があり、委託事業者として、職員個々の意識を高めるとともに、マニュアルに沿った行動の徹底を図り、個人情報の保護につとめていく。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア 個人情報保護に関する情報共有 個人情報保護にむけて、各職員が適切な活動を行うことができるような体制整備を行う。</p> <p>イ 研修の実施 個人情報保護にむけて、各職員が適切な活動を行うことができるような研修の実施</p> <p>ウ 個人情報の適切な管理 個人情報保護の管理体制を整える</p>
(3) スケジュール
<p>ア 個人情報保護に関する情報共有 4月 受託事業者セキュリティ研修を実施し、職員全員で資料の読み合わせを行う 4月 毎週、個人情報の取扱いに関する持ち出しルールについて唱和・確認する。 4月 新規職員OJTマニュアルを使用し、個人情報の取り扱いの実践を新規職員へ伝達する。 9月 個人情報業務登録簿の更新を実施。個人情報を取り扱う範囲の再確認を行う。</p> <p>イ 研修の実施 4月 新規職員の研修で個人情報保護を学び、当法人のマニュアルに沿った行動を徹底する。 12月 個人情報保護研修(法人内)を全職員が受講する。</p> <p>ウ 個人情報の適切な管理 5月 システム端末等の個人情報保護の環境を確認し、事務所全体で意識を高める。 3月 受託事業者として、個人情報が適切に管理されているか事業者内で確認を行う。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

6	個別ケースへの適切な対応
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 総合相談において、相談内容、相談状況は多種多様であり、その要因も多彩であるが、いかなる場合でも内容を的確に把握し、対応を行う必要がある。そして、その対応も専門職能を活かしたチームでアプローチを行い、組織的にかつ計画的に行う必要がある。さらに地域の支所の協力も得て、地域の特性に合わせた支援チームを形成しながら、相談者のニーズにアプローチを行うことで、地域包括ケアの確立を進めなければならない。</p> <p>(課題) 課題として、介護保険サービスの活用のみでの対応を行うことも多く、インフォーマルサービスや他制度の活用に至っていないケースもある。地域の課題を検討するとともに、多くの社会資源を活用できるような相談対応を行っていく必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 支援方針の決定とチームアプローチの実施 相談者のかかえる課題を明確にし、支援方針を立て、チームでアプローチをし、課題解決を行う。</p> <p>イ ケース対応に向けた取組み ケース終了まで、各職員が責任を持って対応し、地域生活が継続されるよう支援をする。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 支援方針の決定とチームアプローチの実施 4月 初回相談時に主担当を決定する。相談内容に関して、支援方針をチームで確認し、対応を行う。 4月 個別ケースのアセスメント・方針・対応について、朝礼時に報告し、三職種によるアドバイスをを行うことで、チームとしての支援体制を持つ。また、役割分担を実施し、効率的かつ専門的な支援を行う。</p> <p>イ ケース対応に向けた取組み 4月 新規職員に対し、面接技術やアセスメントのOJTを実施し、課題の明確化を行う。 4月 各職種会議へ参加し、専門職能の向上を図る。支所担当者会での専門職会議を開催し、個別事例についての話し合いを行うことで、事例対応の普遍化を行う。 4月 相談受付簿を管理し、相談終了までを確認する。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

7 相談内容および関係資料の適切な記録・保管
<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) ソーシャルワークにおける記録とは、援助者自身の援助過程を省み、クライアントへの適切な援助を提供するための重要なものである。記録の機能としては、実践の記録、専門職相互の情報共有、専門性の向上、情報開示への取り組み等が挙げられ、スーパービジョン、ケース担当変更時の対応、調査研究等に利用する。それらの関係書類には利用者の個人情報が多く記録されており、記録および資料は個人情報の保護が順守されるよう、安全な保管を行う必要がある。 また、相談窓口は区内に29か所あり、地域包括システムによるネットワークから情報を得ることができるようになっており、区民の利便性を高めるためにも、記録を随時行い、円滑な支援を行っていく必要がある。</p> <p>(課題) 相談時間が長いケースが多く、即日に記録をいれることが難しい現状もある。ハード面の課題として、記録に関するパソコン台数が少ないことが挙げられ、環境面の調整も関係機関と行っていかなければならない。</p>
<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 相談記録の管理 相談記録を的確かつ簡潔に記録を実施し、安全な書類管理を実施する。</p> <p>イ 紙媒体等記録資料の適切な保管 介護予防ケアマネジメントにおいて、適切な書類管理を実施する。</p>
<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 相談記録の管理 4月 行政と必要な書類の記入について検討する。 10月 記録に関する事業所内研修を実施し、記録に関する技術の向上を図る。 12月 支所へ引き継ぐケースについて検討を行い、引き継ぎの計画を行い、順次引き継ぎを実施する。</p> <p>イ 紙媒体等記録資料の適切な保管 4月 書類の受け渡し、払い出し票の確認を行い、介護予防ケアプランに関する書類管理を遂行し、支所に引き継ぎを行うことができるような体制を作る。 4月 必要な帳票に関して、各機関と相談を行い、区内での標準化を進め、内容に準じて書類の確認を行う。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

8 苦情対応への適切な取組

(1) 現状と課題

(現状)

担当地域には数多くのサービス事業所があり、各種の在宅サービス提供が行われている。事故やニーズの不一致などの事業所に対する苦情が昨年度も数件あった。これらの介護福祉サービスにかかる利用者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、サービスを適切に利用できるような支援を行わなければならない。

(課題)

苦情を受け付ける際には公正中立の立場で社会性や客観性を確保するとともに、適切な苦情解決の手続きを行う必要がある。そして、客観性を保持することにより迅速な苦情解決へ導き、その事例報告を行うことで、次の苦情の再発予防および傾向の把握を行っていく必要がある。

(2) 取組み事項

ア 規定に沿った適切な対応

苦情の内容を正確に把握し、分析をしたうえで、苦情対応規定に沿って、対応を行う

イ 苦情再発防止への取組み

苦情に関する記録を行い、関係機関へ提出をする。苦情を今後の支援に生かせるよう、各支所と共有を行うことで、再発の防止や対応力をあげる。

(3) スケジュール

ア 規定に沿った適切な対応

4月 苦情担当責任者を決定し、苦情解決に向けた取組み方法の確認を行う。また、対応のルールに従って対応を行う。

6月 苦情対応に関する研修会へ参加し、苦情に解決の方法を内部研修で伝達・共有し、対応能力の向上を図る。

7月 保健福祉サービス苦情調整委員会の報告書を確認し、苦情の傾向などを確認し、所内で話し合う機会を作る。

イ 苦情再発防止への取組み

4月 苦情に関する記録の記入について、所内で確認を行う。

4月 苦情対応時は介護保険課に月ごとに報告を行う。

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援

(1) 現状と課題

(課題)

多様な生活課題を抱える高齢者等が、地域でその人らしい生活を送るためには、「包括的・継続的な支援」を行うことが必要であり、介護支援専門員が中心となって、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるような支援を行わなければならない。

高齢者等へ提供される直接的な支援だけではなく、圏域の150名以上の介護支援専門員(うち50名は主任介護支援専門員)のネットワーク構築をすすめ、光が丘圏域全体で介護支援専門員の資質向上を図るような支援も重要である。昨年度は「けあまねひろば ひかり」において研修を年6回開催した。その中で実践的なグループワークを展開し、地域の介護支援専門員のネットワーク構築を進めた。

(課題)

今年度も同様に、地域包括ケアの要である介護支援専門員の実践をサポートし、資質向上への取り組みをさらにすすめ、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備を行うことが必要である。

(2) 取組み事項

ア 地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援

地域の介護支援専門員の支援として「けあまねひろば ひかり」の中で研修会を年6回開催(運営委員会を年6回)、その中のグループワークを通じて、地域の介護支援専門員のネットワーク推進を図る。

イ ケアマネジメントの質を向上への取り組み

本人や家族の意向を確認し、自立支援のための真の課題抽出が必要なことから、事例検討会の様式である「野中式」の事例検討会を担える職員を養成し、介護支援専門員支援へ活かす。

(3) スケジュール

ア 地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援

4月 偶数月「けあまねひろば ひかり」の運営委員会を開催し、年6回の研修(奇数月)計画の支援を行う。研修ではグループワークを多用し、地域のネットワーク構築を図る。「けあまねひろば ひかり」の活動状況をホームページで広報し、地域の介護支援専門員へ情報提供を行う。

5月 研修計画の内容に合わせて、講師依頼や受講資料などの作成、会場確保など行う。

3月 研修内容やアンケート結果などを基に年間の振り返りを行い、介護支援専門員のニーズを把握し、次年度の体制へ活かす。

イ ケアマネジメントの質を向上への取り組み

4月 法人内の事例検討会へ参加し、事例検討会を運営する能力の向上を行う。

4月 支援困難事例や地域の介護支援専門員の支援に野中式事例検討会の手法を活用し、支援の多様性を検討する。

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

10 圏域の介護支援専門員に対する適切な支援
(1) 現状と課題
<p>(課題) 多様な生活課題を抱える高齢者等が、地域でその人らしい生活を送るためには、「包括的・継続的な支援」を行うことが必要であり、介護支援専門員が中心となって、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるような支援を行わなければならない。</p> <p>高齢者等へ提供される直接的な支援だけではなく、圏域の150名以上の介護支援専門員(うち50名は主任介護支援専門員)のネットワーク構築をすすめ、光が丘圏域全体で介護支援専門員の資質向上を図るような支援も重要である。昨年度は「けあまねひろば ひかり」において研修を年6回開催した。その中で実践的なグループワークを展開し、地域の介護支援専門員のネットワーク構築を進めた。</p> <p>(課題) 今年度も同様に、地域包括ケアの要である介護支援専門員の実践をサポートし、資質向上への取り組みをさらにすすめ、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備を行うことが必要である。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア ケアマネジメント力の向上への取り組み 圏域の介護支援専門員の支援として「けあまねひろば ひかり」の中で研修会を年6回開催(運営会議を年6回)し、介護支援専門員のマネジメント力の向上を図る。</p> <p>イ 練馬区主任介護支援専門員協議会運営 練馬区主任介護支援専門員協議会の世話人を担い、今年度計画されている研修の準備・運営を行う。</p> <p>ウ 介護予防ケアマネジメントの向上 介護予防ケアマネジメントの支援として、総合事業担当者会議を年6回開催。介護予防支援を委託しているケアプラン内容を確認し、アセスメントやサービス提供が行われているかを確認する。</p>
(3) スケジュール
<p>ア ケアマネジメント力の向上への取り組み</p> <p>4月 偶数月「けあまねひろば ひかり」の運営委員会を開催し、年6回の研修計画の支援を行う。研修の中でグループワークを行い、気づきを促し、ケアマネジメントの質の均一化を図る。</p> <p>5月 研修計画の内容に合わせて、効果的な講師選定や受講資料などの作成などを支援する。</p> <p>3月 研修内容やアンケートなど年間の振り返りを行い、次年度の体制へ活かす。</p> <p>イ 練馬区主任介護支援専門員協議会運営</p> <p>5月 光が丘圏域の世話人推薦や事務局の機能を担う。 練馬区主任介護支援専門員世話人会・全体会の開催を行う。</p> <p>6月 研修の準備・運営を行い、地域の主任介護支援専門員の資質向上を目指す。</p> <p>ウ 介護予防ケアマネジメントの向上</p> <p>5月 各支所の介護予防ケアマネジメントを実施している担当者会を行い、総合事業の行われる意義などを確認する。</p> <p>3月 30年度へ向けて、引き継ぎなどを行い、給付検討会議の内容を検討する。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

11 成年後見制度活用に向けた取組
<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 練馬区モニターアンケート報告書によると一人暮らし高齢者がこの20年間で3万4千人増えることが見込まれ一人暮らし高齢者だけでなく、認知症を持つ高齢者が急増することも予測されている。このように判断力が低下すると、その高齢者を支援している方への負担が大きくなり、虐待の被害を受ける可能性が高いことが、28年度の光が丘包括支援センターのケース検討会議の属性の分析より読み取れた。新規対応ケースのうち認知症自立度が 以上の方が84%を占めている。</p> <p>(課題) 地域包括支援センターではこのような方々の人権や権利を守ることが急務であり、それらの方の支援を積極的に行い、心身の安定を図れるよう、在宅での生活を継続できるようにしなければならない。28年度の虐待の相談数は159件あり、今後も虐待に関する相談支援が必要である。また、多関係機関の協力も要請し、高齢者の権利侵害を未然に防いでいく必要がある。30年度体制においてはすべての包括支援センターにて虐待の対応を行うこととなり、支援者の共通認識を持てるような支援が必要である。</p>
<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 関係機関との連携 自己決定ができない状況にある方の生活全般のアセスメントを行い、権利が擁護されるよう、適切な社会資源につなげる</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発 地域で行われた実際の事例を、社会福祉士担当者会(本所・支所会議)などで共有し、地域での対応力の向上を行う</p>
<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 関係機関との連携 4月 権利擁護を行う関係機関の情報の整理を行う。 4月 首長申し立てや成年後見制度の利用に関する相談を受け付け、生活全般のアセスメントを実施し、早期に成年後見制度を利用できるように支援を行う。 6月 権利擁護や成年後見制度の実務研修へ参加し、実務の効率化を図る。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発 5月 社会福祉担当者会にて虐待対応について話し合いを行い、区における虐待対応の流れを確認する。 8月 成年後見制度の申し立て事例を用い、各支所での対応や申し立ての流れについて確認を行う。 3月 30年度に向けて、圏域内支所全体で成年後見制度の支援が適切に行うことができるよう、マニュアルの作成を社会福祉士担当者会で実施する。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

12 高齢者虐待防止に向けた適切な取組
(1) 現状と課題
<p>(現状) 練馬区モニターアンケート報告書によると一人暮らし高齢者がこの20年間で3万4千人増えることが見込まれ一人暮らし高齢者だけでなく、認知症を持つ高齢者が急増することも予測されている。このように判断力が低下し、セルフケアが行えないような状況であると、その高齢者を支援している方への負担が大きくなり、虐待の被害を受ける可能性が高いことが、28年度の光が丘包括支援センターのケース検討会議の属性の分析より読み取れた。新規対応ケースのうち認知症自立度が 以上の方が84%を占めている。</p> <p>(課題) 地域包括支援センターでは区民の人権や権利を守ることが急務であり、それらの方の支援を積極的に行い、心身の安定を図れるように調整をし、在宅での生活を継続できるようにしなければならない。28年度の虐待の相談数は159件あったが、相談だけでなく、多関係機関の協力も要請し、高齢者の権利侵害を未然に防いでいく必要がある。30年度体制においてはすべての包括支援センターにて虐待の対応を行うこととなり、支援者の共通認識を持てるような支援が必要である。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア 虐待初期対応とケース検討会議 虐待の通報を受けて48時間以内の事実確認を行い、早急にケース検討会議を開催し、支援方針を定め、方針に沿った支援活動を多機関と協働し実践する</p> <p>イ 虐待モニタリングの実施 虐待の初期活動終了後もケース検討会議で定めたモニタリング期間に沿ってモニタリングを行い、経過観察を行うとともに、再発予防に向けた相談支援を行う</p> <p>ウ 高齢者虐待防止の対応力向上および普及啓発 本所・支所連絡会における社会福祉士担当者会において、虐待に関する勉強会を行い、虐待の予防や支援活動を行うことで、地域の虐待対応力の向上を図る。</p>
(3) スケジュール
<p>ア 虐待初期対応とケース検討会議 4月 虐待研修を受講し、適正な虐待対応を行えるようにマニュアルの再検討する。 4月 通報を受けて48時間以内の事実確認を行うように、調整を行い、ケース検討会議へ速やかに報告する。ケース検討会議では効果的な役割分担を行う。</p> <p>イ 虐待モニタリングの実施 4月 ケースに応じた期間で定期的な状況のモニタリングを実施し、記録・報告を行う。 4月 モニタリングに再燃したケースに関しては、モニタリング期間にかかわらず、ケース検討会議へ再提出するとともに、速やかに支援体制を再構築する。</p> <p>ウ 高齢者虐待防止の対応力向上および普及啓発 4月 28年度の虐待対応内容について集計をとり、光が丘地域の虐待の傾向を知る。集計結果を、本所支所会にて情報共有し、虐待対応の振り返りを行う 5月 支所社会福祉士担当者会にて、虐待マニュアルの読み合わせを行い、支所とともに虐待対応の手順を確認する。 6月 30年度体制に向けて、虐待マニュアルの見直しや伝達を行う機会を持つ。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

13	消費者被害防止に向けた適切な取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 練馬区モニターアンケート報告書によると一人暮らし高齢者がこの20年間で3万4千人増えることが見込まれ、地域全体での見守りや支えあいの体制を作ることが希望している方が94.5%となっている。一人暮らし高齢者だけでなく、認知症を持つ高齢者が急増することも予測されている。このように判断力が低下し、自己決定や契約行為が不十分となる状況であると、その高齢者の尊厳ある生活の継続が難しくなり、消費者被害のトラブルに巻き込まれる可能性が高い。昨年度の消費者被害関連の相談数は2件あり、ほぼ一人暮らしの方が対象であった。</p> <p>(課題) 地域包括支援センターではこのような方々の人権や権利を守ることが急務であり、それらの方の支援を積極的に行い、経済的な被害が未然に防ぐことができるよう調整をしなければならぬ。また、相談だけでなく、消費者センターなどの関係機関と連携し、高齢者の権利侵害を未然に防いでいく必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 関係機関との連携 権利侵害を受けている方の支援を行い、消費者センターや法テラス・警察などの関係機関と連携し、早期に権利侵害からの回復支援を行う。</p> <p>イ 定期的な連絡会議への参加 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会へ参加し、消費者被害の実際を知り、本所・支所や関係機関と内容の共有し、再発防止を図る。</p> <p>ウ 関係機関への情報提供 権利侵害が起こった背景や内容を分析する資料として、対象者の記録を行い、悪質商法高齢者被害ネットワークの情報提供シートを活用して、関係機関への周知・再発防止を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 関係機関との連携 4月 権利侵害の通報が入り次第、状況の確認をすぐに行い、権利侵害を受けている方々の権利を守るよう、関係機関と連携を図り支援を行う。</p> <p>イ 定期的な連絡会議への参加 7月 悪質商法高齢者被害ネットワーク会議へ委員として参加し、被害の傾向や各機関の対応などを学ぶ。その情報を本所・支所会およびその他の会議(個人情報含まず)にて周知する機会を持つ。 3月 年度末の悪質商法高齢者被害ネットワーク会議へ参加し、年間の傾向を知る。</p> <p>ウ 関係機関への情報提供 4月 悪質商法高齢者被害ネットワークの情報提供シートを活用して、関係機関への周知・再発防止を行う。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

14	圏域における医療機関・介護サービス資源の把握
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 練馬区(2011-2013)の高齢者の死亡場所種別では病院が80%自宅は10%の統計が出ており、大半は練馬区以外の病院で看取られている。今後、病床数の大きな変化はなく、高齢化による死亡数も増えることより、2025年には825人(2013年は456人)の自宅看取りが必要とされている。この数より、在宅での看取りや医療依存度の高い方のケアチーム形成は急務といえる。また、練馬区外の病院での死亡数が多いことから、重症度の高い方が区外に多く入院し、区外の医療機関も連携の対象として関与していかなければならない。</p> <p>(課題) 医療と介護の連携相談窓口として、これらの数値の増加に対応するために、相談支援だけでなく、情報提供や、介護職への助言なども行い、医療介護連携を進めなければならない。昨年度の相談数は1411名であったが、連携促進のために新規の社会資源情報を収集し、地域圏域支所の活動を支援する必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 社会資源情報の収集および整理 医療・介護資源の情報を収集、整理し、必要時に活用できる体制を整備する。</p> <p>イ 社会資源リスト・マップ等の作成および管理 各支所とも連携しながら、圏域内の社会資源リストやマップ等の作成を行い、管理方法についても検討していく。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 社会資源情報の収集および整理 4月 圏域支所と相談をし、地域資源情報のシステム構築の話し合いを行う。 5月 事務所内の社会資源の資料を整理し、相談に役立てることができるような体制を検討する。</p> <p>イ 社会資源リスト・マップ等の作成および管理 5月～随時 圏域内支所と連携しながら、地域での事業実施や活動参加等に同行し、社会資源の把握やリスト、マップ等の作成を行っていく。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

15 在宅医療・介護連携システムの構築
(1) 現状と課題
<p>(現状) 練馬区(2011-2013)の高齢所の死亡場所種別では病院が80%自宅は10%の統計が出ており、大半は練馬区以外の病院で看取られている。今後、病床数の大きな変化はなく、高齢化による死亡数も増えることより、2025年には825人(2013年は456人)の自宅看取りが必要とされている。この数より、在宅での看取りや医療依存度の高い方のケアチーム形成は急務といえる</p> <p>医療と介護の連携相談窓口として、この数値の増加に対応するために、相談支援だけでなく、情報提供や、介護職への助言なども行い、医療介護連携を進めなければならない。</p> <p>(課題) 昨年度の光が丘地域における医療と介護連携準備会でも、共通言語の獲得や顔の見える関係の構築などの要望が挙げられていおり、連携を促進するための会議開催を行い、地域での医療依存度の高い方の支援だけでなく、区民の健康維持に貢献しなければならない。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア 区民への周知 区民の講習会などへ参加し、高齢者の方々へ窓口の機能を周知する機会を持つ。</p> <p>イ 関係機関とのネットワーク強化 医療・介護連携を促進するような会議を年2回開催する。</p>
(3) スケジュール
<p>ア 区民への周知 6月 区民向けの医療機関との連携の講演会を開催し、周知を図る。 3月 6月以降、在宅療養ガイドブックを用いて講演会を提供できることを自治会などへアプローチをする。</p> <p>イ 関係機関とのネットワーク強化 4月 在宅医療課主催、ケアマネジャー向けカンファレンスの検討・協力を行う。 4月 在宅療養講演会へ参加し、医療と介護の連携を推進できるよう情報提供を行う。 4月 地域密着型・医療介護連携推進会議へ参加し、各事業所と医療と介護の連携について相互理解を行う。 5月 光が丘医療・介護連携推進会議の検討を行う。 9月 第1回 医療・介護連携推進会議を開催し、光が丘地域の医療・介護担当者の顔合わせを行う。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(認知症施策の推進)

16	認知症施策の推進
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 練馬区の人口は72万人あり、そのうち高齢者15万5千人余りである。また、国の推計値では高齢者の15.7%の方が認知症であるとされており、光が丘地域高齢者人口(42000人)から推計すると約6800人が認知症であることが予測される。 認知症の方はそれぞれの生活の中で多くの課題を抱えながらも地域で生活しているが、どんなに重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるような地域づくりを推進することが地域包括支援センターの役割である。</p> <p>(課題) 昨年度の認知症に関する相談数は2198件あり、患者家族の心理的サポートやケアにかかわる相談が多くを占め、このことから、認知症の症状や病気に合わせたサービス提供や介護家族の支援が大きな課題といえる。認知症地域支援推進員を1名配置し、各種社会資源と当事者および家族をつなぎ、認知症の方に対する優しい地域づくりが行えるよう、活動の幅を広げなければいけない。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 認知症(もの忘れ)相談の実施 認知症(もの忘れ)相談を年に9回実施し、認知症の方や家族が適切な社会資源とつながるよう支援する。</p> <p>イ 認知症に関する関係機関のネットワーク支援 光が丘地域で認知症の方を支える支援をしている団体の連絡会を開き、支援者の協働体制を作る。</p> <p>ウ 区民への啓発 光が丘の地域関係者へ「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症の方の住みやすい地域づくりを支援する。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 物忘れ相談の実施 4月 年9回の物忘れ相談を準備・相談支援を行い、適切なサービスへつなぐ。 4月 認知症の方の相談を継続的に行い、早期に支援につなげるため、認知症初期支援チームによるアウトリーチを年1件以上行う。 4月 認知症の方の支援を行う社会資源の情報を収集し、支援の多様性を検討する。</p> <p>イ 認知症に関する関係機関のネットワーク支援 4月 認知症の方への支援を行う社会資源の情報を得るため、各団体の訪問を行う。 12月 認知症の方への支援を行う社会資源の連絡会を開催し、地域の認知症支援資源などについて話し合いを行う。 1月 地域連携型認知症疾患病院との連絡委員会などへ参加し、地域の認知症疾患にかかわる方々との顔の見える関係づくりを行う。 1月 地域の病院との連携を図る機会を持ち、地域の連携について検討をする。</p> <p>ウ 区民への啓発 4月 所内にてサポーター養成講座担当者を決定する、その後、地域団体へアプローチし、開催を行う。 3月 年3回以上の開催を行い、サポーター数を50人以上を目指す。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

17 地域ケア個別会議開催の適切な支援
(1) 現状と課題
<p>(現状) 地域ケア個別会議では高齢者個人のケースの支援内容の検討による課題解決を出発点とし、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築を行うことによって、高齢者個人への支援の充実をするとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や施策などの充実により解決していくことで高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていく機能を持っている。(地域ケア会議運営マニュアルより)</p> <p>(課題) 光が丘地域では昨年度14回の地域ケア個別会議を各支所により開催されており、認知症を題材とした様々な課題を抽出することができたが、各地域で出された課題に対して、十分なケアシステムづくりが不十分である課題も多くある。また、残された課題の中には、各支所での対応だけでは解決しない内容も多くあり、行政内での課題解決に向けた施策の検討も必要である。今年度の地域ケア個別会議においてはより、明確に課題抽出を行い、地域づくりや施策へ求めるような活動が必要である。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア 地域ケア個別会議の開催支援 支所が中心に企画する地域ケア個別会議の支援を行い、地域課題の抽出を行う。</p> <p>イ 地域課題解決に向けた取組みへの支援 出された課題に関して解決方法を地域の力に着目し、検討することで地域づくりを行う。支所圏域だけの課題ではないこととして捉え、施策への提言を行う。</p>
(3) スケジュール
<p>ア 地域ケア個別会議の開催支援 4月 各支所が開催する地域ケア個別会議を支援する体制を本所内で構築する。2名体制で支援を行う。 4月 各支所との打ち合わせ・当日の実施・開催後の振り返りのプロセスを行い、地域の課題を明確にする。 7月 本所・支所会にて各支所の開催内容を報告し、地域ケア個別会議の手法や効果の検討を行う。</p> <p>イ 地域課題解決に向けた取組みへの支援 4月 地域ケア個別会議の振り返りを行う際に、地域の福祉力を検討する機会を持つ。 9月 7支所1回ずつの地域ケア個別会議を開催後、本所・支所会にて地域関係者との協働や資源開発などについて社会福祉協議会の方との話し合いを持つ機会を作る。 12月 圏域会議で挙げられた、課題や提案を本所・支所会の中で整理を行い、地域ケア推進会議へ報告を行う。</p>

平成29年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

18	効果的な地域ケア圏域会議の開催
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 光が丘地域では昨年度14回の地域ケア個別会議を各支所により開催されており、認知症を題材とした様々な課題を抽出することができ、認知症にかかわる様々な課題や解決策の提案が行われた。各地域で出された課題を集約し、より広い圏域で課題をさらに掘り下げ、光が丘圏域全体の課題解決として検討する場が圏域会議である。</p> <p>(課題) 昨年度提案された、解決方法の中には、各支所での対応だけでは難しい内容も多くあり、行政内での課題解決に向けた施策の検討も必要である。また、圏域会議へ参加する専門職の職域や人数など規模や開催方法に関する検討課題も抱えている。 今年度の地域ケア圏域会議においてはより、明確に課題抽出を行い、地域包括ケアへ向けた地域づくりのための社会資源の発掘や福祉施策への提言などの活動が必要である。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 個別会議における課題の集約 支所が提出した課題を集約し、地域ケア圏域会議でさらに課題解決方法を探る。</p> <p>イ 圏域会議の開催および会議の形態の検討 年2回の圏域会議を開催し、会議開催方法の検討を行う。</p> <p>ウ 地域ケア推進会議への提言 推進会議にて圏域会議で挙げられた、課題抽出から解決方法の提案を行う。残された課題や地域づくりに必要な手段や施策へ提言を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 個別会議における課題の集約 6月 昨年度に抽出された内容について、地域関係者をスピーカーに招き、圏域会議を開催する。 6月 本所・支所会の中で出た光が丘地域の課題や提案を再検討し、光が丘圏域の課題としての解決方法や残された課題を再度話し合う機会を持つ。 3月 6月実施内容を再度実施し、圏域の課題を抽出、検討する。</p> <p>イ 圏域会議の開催および会議の形態の検討 6月 招待者として認知症にかかわる方々を中心に圏域会議を開催。地域課題の抽出・解決方法を探るグループワーク形式を採用し、地域の福祉力向上を広く行う。 7月 圏域会議のアンケート分析などを実施し、圏域会議のあり方についてセンター長会議などの場で検討をする。 3月 招待者の内容を検討し、会議形態を変更し、課題抽出の試みを行う。</p> <p>ウ 地域ケア推進会議への提言 7月 推進会議へ参加し、圏域会議で挙げられた、課題抽出から解決方法のまとめを行い、残された課題や地域づくりに必要な手段や施策へ提言を行う。そのために必要な情報収集などを実施する。 3月 当年度第1回に行われた推進会議をの報告をもとに、今後の推進会議への提案の方法など検討する。</p>